

地方独立行政法人静岡県立病院機構 行動計画

地方独立行政法人静岡県立病院機構（以下「本機構」という。）は、平成21年度の法人設立以来、県立3病院（県立総合病院、県立こころの医療センター、県立こども病院）を運営し、高度・専門医療等を提供してきた。

本機構は、病院という職場柄、女性職員の割合が非常に多いことから、従来から女性の活躍が進んでおり、女性が働きやすい就労環境をこれまでも提供してきた。その女性の活躍は、医師・看護師・医療技術職等の職種や部署等を問わず発揮され、本機構の高度・専門医療サービスの提供を支えてきた。

しかしながら、急速に進む少子高齢化や医療技術の進歩、県民の医療に対するニーズの変化など、本機構を取り巻く環境は大きく変わりつつある。

急速な人口減少局面にあって、多様化する県民ニーズに応え、今後も、安全で質の高い医療を提供し続けるためには、人材の多様性を確保することが不可欠となっており、これまで以上に女性の活躍推進が重要になると考えられる。

本機構において、女性が、その個性と能力を十分に発揮できるようにするためにも、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づき、次のとおり行動計画を定め、引き続き女性が働きやすい就労環境を提供する。

1 計画期間

令和7年4月1日～令和12年3月31日

2 本機構の課題

女性の活躍を一層推進し、県民の多様なニーズに応え、もって、今後も、安全で質の高い医療を提供し続けるためには、採用者に占める女性の高い割合を確保しつつ、女性が継続して働き続けられる環境を提供し続けることが必要不可欠であること

3 目標

管理職に占める女性比率を50%以上にする。

男性の育休取得率を60%、女性の育休取得率を100%にする。

4 取組内容・実施時期

令和7年4月～ 育児休業制度の利用を促進するため、院内グループウェアにおいて制度の周知を行う。（毎年4月に継続して実施）

令和7年度～ 毎年1回以上、運営会議（理事長、副理事長、各病院長等出席）において進捗状況を確認し、再検討等をしていく。